HOKUMON SHINKIN BANK

REPORT 2022

令和4年度上半期 北門信用金庫の現況

令和4年4月1日~9月30日

ごあいさつ

皆さまには、平素より私ども北門信用金庫に格別のご高配を賜り、心より厚くお礼申しあげます。

本誌は、当金庫の令和4年度上半期における仮決算主要計数・重要指数、トピックス等についてまとめたものであり、 ぜひご高覧いただき当金庫へのご理解を深めていただければ幸いでございます。

今後も全てのお取引先に目を向けた営業に徹し、地域の皆さまから信頼され、必要とされる金融機関であり続けるため、 全役職員が一丸となって努力してまいりますので、より一層のご支援とご愛顧を賜りますよう心からお願い申しあげます。 令和4年11月

北門信用金庫の概要(令和4年9月30日現在)

称 北門信用金庫

本店所在地 北海道滝川市栄町3丁目3番4号

TEL:0125-22-1111(代表)

http://www.shinkin.co.jp/hokumon/

業 昭和24年2月8日 創

資 金 4億5千3百万円 出

員 数 12,654名 会 預 金 3,026億円

出 金 1,151億円 貸

店舗数23店舗

常勤役職員数 233人(出向職員・パート等30人含む)

自己資本比率 14.06%





地域と共に永遠に歩みつづける北門信用金庫の基本理念を象徴したものです。

地域社会と地縁性の強い信金が、互いにガッチリと腕を組んで進む姿を、そして上方に伸びる線は限りない発展を植物の生長になぞら えてシンボライズしたものです。

目次

| ごあいさつ・北門信用金庫の概要・目次 | 2 |
|-----------------------------|-------|
| 北門信用金庫と地域社会 | 3 |
| 預金・貸出金の状況 | 4 |
| 自己資本の状況・損益の状況 | 5 |
| 不良債権の状況 | 6 |
| 有価証券の時価情報 | 7 |
| 自己資本比率規制(バーゼルⅢ)による定量開示【単体】 | 8~9 |
| 中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況 | 10 |
| 金融ADR制度(裁判外紛争解決制度)への対応について | |
| 主なトピックス 令和4年度上半期(4~9月)·お知らせ | 11 |
| 活動記録 | 12~13 |

[※]本開示に記載の金額・比率は全て単位未満を切り捨てて表示しております。

[※]金額の表示は、単位未満の金額は「O」、該当金額がない場合は「一」と表示しております。

[※]令和3年9月末、令和4年9月末の計数については、当金庫が任意で開示しているものであり、監査法人の監査は受けておりません。



■企業支援室 令和4年度再生支援先

■地域総合相談室 令和4年4~9月 創業·新事業支援先 6先 38百万円

その他の 資産運用

有価証券 110,872百万円 預け金等 82,696百万円

お客さまからお預かりした 預金積金は、貸出金の他に一 部を有価証券や預け金により 運用しております。

有価証券は、格付の高い公 社債等で運用し、預け金は信 金中央金庫の定期預金を中心 にリスクに配慮した安全運用 に努めております。

お客さま・会員の皆さま

地域貢献 活動

支援

サービス

経営方針 地域のみなさまと共に歩み、 地域の発展のためにつくします。

当金庫は、地元の中小企業者や住民の皆 さまが会員となって互いに助け合い、発展 していくことを共通の理念として運営さ れている相互扶助型の金融機関です。

当金庫は、地元のお客さまからお預かり した大切な資金(預金積金)を、地元で資金 を必要とするお客さまに融資を行って、事 業や生活の繁栄をお手伝いするとともに、 地域社会の一員として地元の中小企業者 や住民の皆さまとの強い絆とネットワー クを形成し、地域経済の持続的な発展に努 めております。

出資金

出資金 453百万円 会員数 12,654名

預金積金

302,689百万円

115.130百万円

貸出金

北門信用金庫

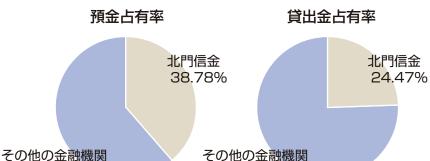
常勤役職員:233人 (出向職員・パート等30人含む) 店舗数 経常利益

23店舗 351百万円

当期純利益 249百万円

◆中空知地域の占有率

61.22%



75.53%

◆当金庫が指定金融機関と なっている市町

- 滝川市
- 歌志内市
- 奈井江町
- 浦臼町
- 上砂川町
- 新十津川町

の2市4町

※各計数は令和4年9月30日現在

◆預金積金残高の推移

預金積金残高 D26億円

預金積金残高の推移 (単位:百万円) 302,689 297,705 291.820 300.000 250,000 200,000 150.000 令和3年9月末 令和4年3月末 令和4年9月末

令和4年9月末の預金積金残高は、個人預金、一般法人預金、公金・金融機 関預金で増加し、全体では前年同期比49億84百万円(1.67%)の増加と なりました。また、令和4年4~9月期の平均残高は前年同期比36億55 百万円(1.22%)の増加となりました。

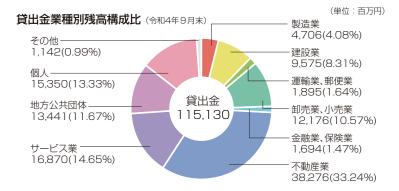


◆貸出金残高の推移





令和4年9月末の貸出金残高は、個人向け、地方公共団体向け、事業者向 けで減少し、全体では前年同期比12億18百万円(1.04%)の減少となり ました。また、令和4年4~9月期の平均残高は39億13百万円(3.30%) の減少となりました。



貸出金業種別内訳 (单位:百万円、%、先)

| 業種区分 | 令和3年9月末 | 令和4年3月末 | | 令和4年9月末 | | | |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|-------|--|--|
| 未性区力 | 貸出金残高 | 貸出金残高 | 貸出金残高 | 残高構成比 | 先 数 | | |
| 製造業 | 4,667 | 4,461 | 4,706 | 4.08 | 145 | | |
| 農業、林業 | 123 | 101 | 116 | 0.10 | 35 | | |
| 漁業 | 1 | 1 | 1 | 0.00 | 1 | | |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 299 | 261 | 502 | 0.43 | 5 | | |
| 建設業 | 10,174 | 10,081 | 9,575 | 8.31 | 481 | | |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 691 | 647 | 387 | 0.33 | 3 | | |
| 情報通信業 | 130 | 145 | 134 | 0.11 | 10 | | |
| 運輸業、郵便業 | 2,094 | 1,950 | 1,895 | 1.64 | 77 | | |
| 卸売業、小売業 | 11,023 | 11,016 | 12,176 | 10.57 | 367 | | |
| 金融業、保険業 | 1,934 | 1,762 | 1,694 | 1.47 | 16 | | |
| 不動産業 | 38,455 | 38,385 | 38,276 | 33.24 | 487 | | |
| 物品賃貸業 | 1,554 | 1,316 | 1,449 | 1.25 | 16 | | |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 747 | 672 | 694 | 0.60 | 39 | | |
| 宿泊業 | 988 | 957 | 901 | 0.78 | 15 | | |
| 飲食業 | 1,392 | 1,443 | 1,286 | 1.11 | 124 | | |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 1,375 | 1,338 | 1,309 | 1.13 | 79 | | |
| 教育、学習支援業 | 100 | 340 | 347 | 0.30 | 11 | | |
| 医療、福祉 | 7,550 | 7,539 | 7,302 | 6.34 | 105 | | |
| その他のサービス | 3,685 | 3,512 | 3,579 | 3.10 | 155 | | |
| 小計 | 86,991 | 85,937 | 86,338 | 74.99 | 2,171 | | |
| 地方公共団体 | 13,781 | 15,252 | 13,441 | 11.67 | 10 | | |
| 個人 | 15,575 | 15,443 | 15,350 | 13.33 | 3,928 | | |
| 合計 | 116,348 | 116,633 | 115,130 | 100.00 | 6,109 | | |

⁽注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本比率

14.06%

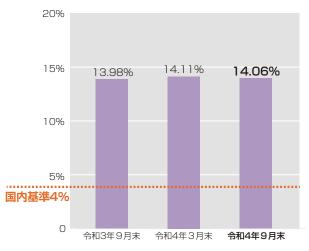
自己資本比率(令和4年9月末、単位:百万円)

自己資本総額(18,390) リスク・アセット総額 (130,770) ×100=14.06%

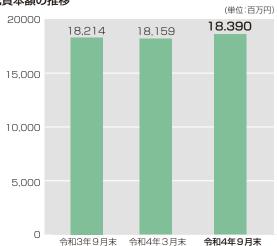
自己資本比率とは、貸出金や有価証券などの損失が発生する可能性のあ る資産(リスク・アセット)に対する自己資本の額の割合のことで、金融機関 の健全性を示す重要な指標であり、比率が高いほど健全な財務体質である とされています。

当金庫は、従来から自己資本の充実に努め、令和4年9月末の単体自己資 本比率は、14.06%と高い水準を維持しており、安心してお取引いただける 金融機関であることがお分かりいただけると思います。

自己資本比率の推移



自己資本額の推移



令和4年9月期の単体自己資本比率は、当期純利益249百万円の計上等により、自己資本比率の分子である自己資本額が前年同月 比176百万円増加し、18,390百万円になりました。一方、分母となるリスク・アセットは、リスクウェイトの高い資産が増加し、前年 同月比561百万円増加しました。その結果、自己資本比率は14.06%と前年同月比0.08%上昇いたしました。

国内のみで営業を行う金融機関に求められる基準は4%以上であり、経営の健全性に問題はありません。 ※自己資本比率規制(バーゼルⅢ)については、8ページをご覧下さい。

(単位:百万円)

| 項目 | 令和3年9月末 | 令和4年3月末 | 令和4年9月末 |
|-------|---------|---------|---------|
| 業務純益 | 222 | 266 | 277 |
| 経常利益 | 404 | 410 | 351 |
| 当期純利益 | 323 | 297 | 249 |

※令和3年9月末、令和4年9月末の貸出金償却及び貸倒引当金は、簡便な方法により自己査定を実施しております。

【用語解説】

■業務純益

貸出金や預金などの信用金庫の本来業務での収益力を示すもの。

業務純益に株式等売買損益、個別貸倒引当金繰入などの臨時収益、臨時費用を加減したもの。

■当期純利益

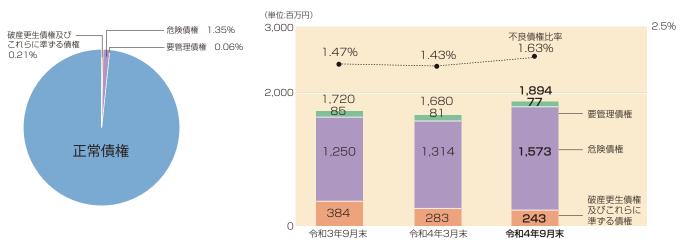
経常利益から特別利益・特別損失及び税金を加減したもので、最終的な利益となるもの。

令和4年9月末の不良債権(金融再生法に基づく開示債権)は、前年同期比1億74百万円(10.11%)増加して、18億94百万円となりま した。

このうち担保及び公的機関の保証のあるものが13億16百万円、貸倒引当金として4億8百万円を計上していることから、保全率は 91.06%、未保全額は1億69百万円となっていますが、万一の場合でも当金庫の自己資本額183億90百万円によって、十分に補填でき る体力が備わっております。

◆金融再生法開示債権構成比(今和4年9月末)

◆金融再生法開示債権及び不良債権比率推移



▶信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

| | | | 開示残高 (a) | 保全額 (b) | 担保・保証等による 回収見込額(c) | 貸倒引当金 (d) | 保全率 (b)/(a) | 引当率 (d)/(a-c) |
|----|-----------------------------|---------|-------------|------------|-----------------------|--------------|----------------|------------------|
| 劯 | 度産更生債権及びこれら | 令和3年9月末 | 384 | 384 | 149 | 235 | 100.00 | 100.00 |
| (6 | 準ずる債権 | 令和4年9月末 | 243 | 243 | 124 | 118 | 100.00 | 100.00 |
| | 在 除唐佐 | 令和3年9月末 | 1,250 | 1,140 | 883 | 257 | 91.22 | 70.12 |
| | 危険債権 | 令和4年9月末 | 1,573 | 1,451 | 1,169 | 282 | 92.22 | 69.76 |
| | 而 华 理/手 佐 | 令和3年9月末 | 85 | 33 | 26 | 6 | 39.53 | 11.86 |
| | 要管理債権 | 令和4年9月末 | 77 | 30 | 22 | 8 | 39.45 | 14.84 |
| | ーロい L7式:世/生/左 | 令和3年9月末 | 1 | 1 | 1 | 0 | 100.00 | 0.00 |
| | 三月以上延滞債権 | 令和4年9月末 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100.00 | 0.00 |
| | 代山夕 | 令和3年9月末 | 83 | 32 | 25 | 6 | 38.21 | 11.64 |
| | 貸出条件緩和債権 | 令和4年9月末 | 76 | 29 | 21 | 8 | 38.70 | 14.68 |
| | .l₁=1 (Λ) | 令和3年9月末 | 1,720 | 1,559 | 1,059 | 499 | 90.61 | 75.57 |
| | 小計(A) | 令和4年9月末 | 1,894 | 1,725 | 1,316 | 408 | 91.06 | 70.69 |
| | 工尚傳播(D) | 令和3年9月末 | 115,310 | | | | | |
| | 正常債権(B) | 令和4年9月末 | 113,858 | | | | | |
| | 総与信残高 | 令和3年9月末 | 117,031 | | | | | |
| | (A)+(B) | 令和4年9月末 | 115,753 | | | | | |

※令和3年9月末、令和4年9月末は簡便な方法により自己査定を実施しております。

- 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対す る債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りがで きない可能性の高い債券で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び 「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利 となる取決めを行った貸出金で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 6.「正常債権 | (B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 、「危険債権 | 及び「要管理 債権」以外の債権です。
- 7.「担保·保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です
- 8.「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息 の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸 出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っ ている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

有価証券残高

各国の金融政策が大きな転換期にあること やロシア・ウクライナ問題などの地政学リスク の影響から市場は不安定な動きとなりました。 国内外の金利上昇や株価下落により当金庫が 保有する有価証券の時価は50億24千万円の 評価損となっております。

当面、厳しい運用環境が続くと予想されます が、リスク管理を強化し安全な運用に努めてま いります。

有価証券種類別残高(令和4年9月末) (帳簿価額)



有価証券保有目的別残高(令和4年9月末)



◆満期保有目的の債券

(単位:百万円)

| | | | 令和4年3月末 | | | 令和4年9月末 | |
|--------------|-----|--------------|---------|----|--------------|---------|-----|
| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差額 | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差額 |
| | 国 債 | _ | _ | _ | 1 | _ | _ |
| 時価が貸借対照表計上額を | 地方債 | _ | _ | _ | I | _ | _ |
| 超えるもの | 社 債 | 787 | 794 | 7 | 660 | 665 | 4 |
| 但えるもの | その他 | _ | _ | _ | I | _ | _ |
| | 小 計 | 787 | 794 | 7 | 660 | 665 | 4 |
| | 国 債 | _ | _ | _ | 1 | _ | _ |
| 時価が貸借対照表計上額を | 地方債 | _ | _ | _ | - | _ | _ |
| おえないもの | 社 債 | 56 | 56 | △0 | 80 | 80 | △ 0 |
| 超えないもの | その他 | _ | _ | _ | 1 | _ | _ |
| | 小 計 | 56 | 56 | △0 | 80 | 80 | △ 0 |
| 合 計 | | 844 | 851 | 6 | 741 | 746 | 4 |

- (注)1.時価は、基準日における市場価格等に基づいております。
 - 2.上記の「その他」は外国証券等です。
 - 3.市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

▶その他有価証券

(単位:百万円)

| | | | 令和4年3月末 | | 令和4年9月末 | | |
|-------------|-----|--------------|---------|---------|--------------|---------|---------|
| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
| | 株 式 | 1 | _ | _ | I | _ | _ |
| | 債 券 | 32,963 | 32,674 | 289 | 26,396 | 26,215 | 180 |
| 貸借対照表計上額が | 国 債 | _ | _ | _ | - | _ | _ |
| 取得原価を超えるもの | 地方債 | 13,318 | 13,201 | 117 | 11,871 | 11,801 | 69 |
| 以付添価を超えるのの | 社 債 | 19,644 | 19,472 | 172 | 14,524 | 14,413 | 110 |
| | その他 | 9,018 | 8,528 | 489 | 4,594 | 4,139 | 454 |
| | 小 計 | 41,982 | 41,203 | 779 | 30,990 | 30,354 | 635 |
| | 株 式 | _ | _ | _ | 1 | _ | _ |
| | 債 券 | 46,499 | 47,721 | △ 1,221 | 51,383 | 54,344 | △ 2,961 |
| 貸借対照表計上額が | 国 債 | 5,758 | 5,982 | △ 223 | 5,490 | 5,982 | △ 492 |
| 取得原価を超えないもの | 地方債 | 24,540 | 25,316 | △ 775 | 25,836 | 27,794 | △ 1,957 |
| | 社 債 | 16,199 | 16,422 | △ 223 | 20,056 | 20,567 | △ 511 |
| | その他 | 24,586 | 25,752 | △ 1,166 | 27,678 | 30,382 | △ 2,703 |
| | 小 計 | 71,085 | 73,473 | △ 2,387 | 79,061 | 84,726 | △ 5,664 |
| 合 計 | | 113,068 | 114,676 | △ 1,608 | 110,052 | 115,081 | △ 5,029 |

- (注)1.貸借対照表計上額は、基準日における市場価格等に基づいております。
 - 2.上記の「その他」は外国証券等です。
 - 3.市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

◆市場価格のない株式等及び出資金

(畄位:古万田)

| | | (羊瓜・ロバル) |
|------------|----------|----------|
| | 令和4年3月末 | 令和4年9月末 |
| | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 |
| 子会社·子法人等株式 | 10 | 10 |
| 非上場株式 | 29 | 45 |
| 組合出資金 | 23 | 22 |
| 合 計 | 62 | 78 |

◆自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

| 項目 | 令和3年9月末 | 令和4年3月末 | 令和4年9月末 |
|--|---------|---------|---------|
| コア資本に係る基礎項目 (1) | | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額 | 18,051 | 18,007 | 18,245 |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 467 | 466 | 453 |
| うち、利益剰余金の額 | 17,584 | 17,558 | 17,791 |
| うち、外部流出予定額(△) | _ | 18 | _ |
| うち、上記以外に該当するものの額 | _ | _ | _ |
| - コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 152 | 151 | 142 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 152 | 151 | 142 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | _ | _ | _ |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | _ | _ | _ |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | _ | _ | _ |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 23 | 15 | 15 |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 18.227 | 18.173 | 18,402 |
| コア資本に係る調整項目(2) | 10,227 | 70,170 | 10,402 |
| エア 異本に (ドロップ・カービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額 | 12 | 13 | 12 |
| うち、のれんに係るものの額 | _ | - | - |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 12 | 13 | 12 |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | _ | - | - IE |
| 藤姓代立見住(一时左共に休るものではく。)の祖 適格引当金不足額 | | | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | _ | _ | |
| | | _ | - |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | _ | _ | - |
| 前払年金費用の額 | _ | _ | _ |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | _ | _ | _ |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | _ | _ | _ |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | _ | _ | - |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等の額 | _ | _ | - |
| 特定項目に係る10パーセント基準超過額 | _ | _ | 1 |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | _ | _ | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | _ | _ | _ |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | _ | _ | _ |
| 特定項目に係る15パーセント基準超過額 | _ | _ | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | _ | _ | 1 |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | _ | _ | 1 |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | _ | _ | - |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 12 | 13 | 12 |
| 自己資本 | | | |
| 自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ) | 18,214 | 18,159 | 18,390 |
| リスク・アセット等 (3) | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 124,571 | 122,977 | 125,091 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △ 1,254 | △ 1,255 | △ 1,257 |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △ 1,425 | △ 1,425 | △ 1,425 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 170 | 170 | 167 |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額 | 5,638 | 5,678 | 5,678 |
| 信用リスク・アセット調整額 | _ | _ | _ |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | _ | _ | _ |
| リスク・アセット等の額の合計額 (二) | 130,209 | 128,656 | 130,770 |
| 自己資本比率 | 100,200 | 125,000 | 100,770 |
| 自己資本比率((八)/(二)) | 13.98% | 14.11% | 14.06% |
| HUATUT((V)/ (-// | 10.30% | 14.1170 | 14.00% |

⁽注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし 自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

^{2.} 当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

◆自己資本の充実度に関する開示事項

(単位:百万円)

| | 令和3年 | 年9月末 | 令和4年3月末 | | 令和4年9月末 | |
|---|----------|---------|----------|---------|----------|---------|
| 項 目 | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計 | 124,571 | 4,982 | 122,977 | 4,919 | 125,091 | 5,003 |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | 115,742 | 4,629 | 113,884 | 4,555 | 115,589 | 4,623 |
| ソブリン向け | 70 | 2 | _ | _ | _ | _ |
| 金融機関向け | 16,542 | 661 | 14,680 | 587 | 16,595 | 663 |
| 法人等向け | 39,070 | 1,562 | 39,704 | 1,588 | 39,286 | 1,571 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 11,943 | 477 | 11,365 | 454 | 11,350 | 454 |
| 抵当権付住宅ローン | 2,101 | 84 | 2,203 | 88 | 2,213 | 88 |
| 不動産取得等事業向け | 30,167 | 1,206 | 30,029 | 1,201 | 30,188 | 1,207 |
| 三月以上延滞等 | 16 | 0 | 11 | 0 | 10 | С |
| 取立未済手形 | 7 | 0 | 6 | 0 | 7 | C |
| 信用保証協会等による保証付 | 709 | 28 | 685 | 27 | 684 | 27 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | _ | _ | _ | _ | - | _ |
| 出資等 | 66 | 2 | 63 | 2 | 79 | 3 |
| 出資等のエクスポージャー | 66 | 2 | 63 | 2 | 79 | 3 |
| 重要な出資のエクスポージャー | _ | _ | _ | _ | - | _ |
| 上記以外 | 15,046 | 601 | 15,134 | 605 | 15,171 | 606 |
| 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外 部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー | 4,634 | 185 | 5,135 | 205 | 5,135 | 205 |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額 に算入されなかった部分に係るエクスポージャー | 1,755 | 70 | 1,755 | 70 | 1,755 | 70 |
| 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー | 333 | 13 | 288 | 11 | 255 | 10 |
| 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融 機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー | _ | _ | 133 | 5 | 228 | g |
| 上記以外のエクスポージャー | 8,322 | 332 | 7,820 | 312 | 7,797 | 311 |
| ②証券化エクスポージャー | - | _ | _ | - | _ | - |
| STC要件適用分 証券化 | _ | _ | _ | _ | _ | - |
| 非STC要件適用分 | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 再証券化 | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| ③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | 10,082 | 403 | 10,348 | 413 | 10,760 | 430 |
| ルック・スルー方式 | 10,082 | 403 | 10,348 | 413 | 10,760 | 430 |
| マンデート方式 | _ | _ | _ | _ | _ | - |
| 蓋然性方式(250%) | _ | _ | _ | _ | _ | - |
| 蓋然性方式(400%) | _ | _ | _ | _ | _ | - |
| フォールバック方式(1,250%) | _ | _ | _ | _ | _ | - |
| ④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | 170 | 6 | 170 | 6 | 167 | 6 |
| ⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | △ 1,425 | △ 57 | △ 1,425 | △ 57 | △ 1,425 | △ 57 |
| ⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| ⑦中央清算機関関連エクスポージャー | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 5,638 | 225 | 5,678 | 227 | 5,678 | 227 |
| 八. 総所要自己資本額(イ+ロ) | 130,209 | 5,208 | 128,656 | 5,146 | 130,770 | 5,230 |

- (注)1.所要自己資本の額=リスク·アセット×4%
 - 2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 - 3.「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 4.当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法> 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15% 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 総所要自己資本額=自己資本比率の分母の額×4%

◆金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

| IRRBB1: 金 | IRRBB1: 金利リスク | | | | | | | |
|-----------|---------------|---------|---------|---------|---------|--|--|--|
| | | 1 | | Л | = | | | |
| 項番 | | ΔΕ | VE | 1Δ | VII | | | |
| | | 令和4年3月末 | 令和4年9月末 | 令和4年3月末 | 令和4年9月末 | | | |
| 1 | 上方パラレルシフト | 9,319 | 8,463 | 756 | 642 | | | |
| 2 | 下方パラレルシフト | 0 | 0 | 75 | 78 | | | |
| 3 | スティープ化 | 7,844 | 7,396 | | | | | |
| 4 | フラット化 | | | | | | | |
| 5 | 短期金利上昇 | | | | | | | |
| 6 | 短期金利低下 | | | | | | | |
| 7 | 最大値 | 9,319 | 8,463 | 756 | 642 | | | |
| | | 木 | | , | ` | | | |
| | | 令和4年 | ∓3月末 | 令和45 | 年9月末 | | | |
| 8 | 自己資本の額 | 18, | 159 | 18,390 | | | | |

当金庫は、地域経済を担う中小企業に対し、必要資金の供給にとどまらず、コンサルティング機能を発揮して、各企業のライフサイクルに応じてお取引先企業が抱える経営課題の解決を積極的に支援してまいります。

◆中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

中小企業支援のための専門部署の設置

営業第二本部に「企業支援室」を設置し、当金庫の中小企業診断士を中心に営業店と連携してお取引先企業のライフサイクルに応じた経営改善コンサルティングを行っております。

外部機関との連携

経営改善支援にあたっては、北海道中小企業支援ネットワーク等の外部機関と連携し、必要に応じて各課題に精通した専門家の派遣を通じ、お取引先企業が抱える経営課題への支援体制を強化しています。

また、事業再生支援については北海道中小企業活性化協議会や北海道信用保証協会等と連携し、他金融機関との調整を行いながら、抜本的な経営改善に向けての支援を行っております。

経営革新等支援機関の認定

経営革新等支援機関認定制度とは、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う個人、法人、中小企業支援機関等を「経営革新等支援機関」として認定し、多様化する中小企業の経営課題・事業内容への支援体制を整え、より専門的な支援を行うことを目的に創設された制度です。

当金庫は、平成24年11月に「経営革新等支援機関」として認定されました。

◆中小企業の経営支援に関する取組み状況

経営改善支援活動

令和4年度は「企業支援室」において、再生支援先として16先を選定し、経営改善コンサルティングを実施しております。

ビジネスマッチング支援

お取引先企業の商談・販路拡大支援として、商談会・ビジネスマッチング等への出展支援を行っております。

顧客ネットワーク組織「ほくもん元気会」の運営

各営業店のお取引先を会員とする「ほくもん元気会」を組織し、異業種交流会、勉強会、講演会などの活動を通じて、会員企業の発展のお手伝いをしております。

地域経済情報誌「中空知管内景況レポート」のご提供

四半期ごとに中空知管内企業のご協力により景気動向を調査し、「中空知管内景況レポート」として公表しております。

◆地域の活性化に関する取組み状況

地域活性化事業に参画

滝川市の地域活性化事業(「滝川市産業活性化協議会」・「たきかわ産業支援相談窓口」)に参画しております。

地域情報紙「きたる(kitaru)」の発行

地域活性化、地方創生に寄与するための取組みとして、空知・留萌管内のお祭りやイベントを紹介し、各地域の人達の交流等が図られることで地域活性化のお手伝いが出来ればとの趣旨から当金庫・北空知信金・留萌信金の三金庫合同で情報紙の発行をしております。

金融ADR制度(裁判外紛争解決制度)とは、金融商品・サービス等に関する苦情対応や紛争解決を、訴訟に代わり迅速・公平かつ適切に行うための制度です。当金庫ではお客さまからの相談・苦情・紛争等のお申し出に公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情処理措置

苦情は、当金庫営業日(9時~17時)に各営業店(電話番号は裏表紙記載)または、営業第一本部(☎0125-22-1115)にお申し出下さい。

また、当金庫の他にも北海道地区しんきん相談所(☎011-221-3273)、全国しんきん相談所(☎03-3517-5825)をはじめとする受付機関がございます。詳しくは、営業第一本部にご相談下さい。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫または上記しんきん相談所にお申し出があれば、札幌弁護士会(☎011-251-7730)、東京弁護士会(☎03-3581-0031)、第一東京弁護士会(☎03-3595-8588)、第二東京弁護士会(☎03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下、「東京三弁護士会」という)の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用いただく方法もあります。例えば、札幌弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、札幌弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ上記東京三弁護士会、しんきん相談所または当金庫営業第一本部にお問い合わせ下さい。

4月

5月

6月

●入庫式【写真①】

- ●詐欺被害防止表彰【写真②】 本店で振り込め詐欺を防止し、 滝川警察署より表彰を受けました。
- ●花いっぱい運動を実施
- 公益財団法人そらぷちキッズキャンプ
 - へ寄贈【写真③】

令和3年度の「そらぷちキッズキャンプ応援 定期預金」の販売実績等に基づき、100万円 を寄贈し、感謝状をいただきました。

- 第19回石狩川クリーンアップ作戦に参加
- 献血運動に参加
- ●第74期通常総代会を開催
- ●しんきん野球大会に参加【写真④】
- ●SDGs 宣言



①入庫式





③そらぷちキッズキャンプへ寄贈

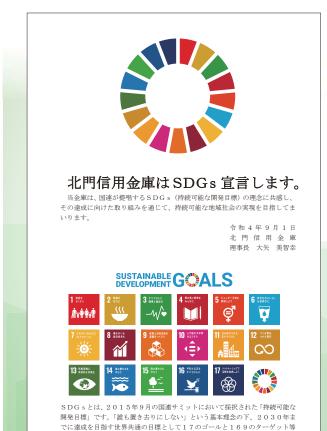


④しんきん野球大会に参加

「SDGs宣言」について

令和4年9月1日付けでSDGs宣言ならびに当金庫の取組みをホームページへ掲載いたしました。

SDGsとは、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標 | です。「誰も置き去りにしない | という 基本理念の下、2030年までに達成を目指す世界共通の目標として17のゴールと169のターゲット等から構成されています。 当金庫は、国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)の理念に共感し、その達成に向けた取組みを通じて、持続可能な地 域社会の実現を目指してまいります。





花いっぱい運動を実施



地域貢献の一環として、全店舗前に花を植え、地域の美しい景観づくりへ寄与 することを目的に行っているもので、今年も各店舗前には彩りよくお花が並べ られました*



新琴似支店



滝川北支店



ふじの支店



浦臼支店



札幌支店



砂川支店

各種研修の実施



令和4年度入庫職員向けの研修を実施。毎 年、若手・中堅・管理職など各階層の職員に適 時研修を実施しています。







献血運動に参加



信用金庫の日(6月15日)の取組みとして 献血運動に参加いたしました。









🔐 第19回石狩川クリーンアップ作戦に参加





令和4年5月29日(日)9:00~11:00 今年のごみ拾いは天気が心配でしたが、無事に終了しました。 飛び入り参加もあり、沢山の方々に参加していただきました!















「ギャラリーふれあい」 のご案内







🌖 環境問題・節電への 取組み





■ 「ギャラリーふれあい」のご案内

ご利用なさいませんか? ギャラリー「ふれあい」

地域の芸術文化の発展を願い、地域の皆 さまに広く開放する作品展示の場としてギャ ラリー「ふれあい」を開設いたしました。

絵画・書道・写真・華道・陶芸・彫刻・手芸等 の創作活動に励む方々や文化サークルなど の作品発表にご活用ください。

- 〇会場使用料は無料です。
- 〇開館時間は午前10時から午後5時までの 時間帯です。
- ○展示スペース、貸出設備等の詳細はご相談 ください。

○月・土・日・祝日は休館日としております。





環境問題・節電への取組み

当金庫は、社会問題である環境問題に関与するため、具体的 な実践項目を定めた「北門しんきんエコ宣言」を掲げ活動をし ております。

●地球温暖化対策の数値目標を設定

2022年度までの数値目標(当金庫全体) 電力使用量を11.3%、灯油・重油使用量を15%、 ガソリン使用量を5%削減(2009年度比)

●LED照明の使用による環境への配慮

本部及び一部の店舗では、照明器具をすべてLEDとし、電 力使用量とCO2の削減により、地球環境へ配慮した店舗とし ております。

◆店舗網とATM設置一覧 (含和4年11月1日現在)

| 店名 | 所 在 地 | 電話番号 | (昼休み時間) | | ATM取扱時間 | | |
|---------|-------------------------------|---------------|---------------|------------|------------|------------|--|
| 店名 | 月 往 坦 | 电动钳与 | (些体の时间) | 平日 | 土曜日 | 日曜·祝日·振替休日 | |
| 本 店 | 〒073-8688 滝川市栄町3丁目3番4号 | (0125)22-1111 | | 8:00~20:00 | 9:00~17:00 | 9:00~17:00 | |
| 滝川北支店 | 〒073-0018 滝川市朝日町西2丁目1番31号 | (0125)23-1111 | (11:30~12:30) | 8:00~19:00 | 9:00~17:00 | 9:00~17:00 | |
| 江部乙支店 | 〒079-0463 滝川市江部乙町東11丁目11番5号 | (0125)75-2111 | (12:30~13:30) | 8:45~18:00 | | | |
| 赤平支店 | 〒079-1136 赤平市本町1丁目1番地4 | (0125)32-4111 | (12:30~13:30) | 8:45~18:00 | | | |
| 芦別支店 | 〒075-0011 芦別市北1条東1丁目6番地9 | (0124)23-1211 | (11:30~12:30) | 8:45~18:00 | | | |
| 砂川支店 | 〒073-0141 砂川市西1条南1丁目1番14号 | (0125)54-3311 | (12:30~13:30) | 8:00~19:00 | 9:00~17:00 | 9:00~17:00 | |
| 歌志内支店 | 〒073-0403 歌志内市字本町91番地 | (0125)42-3111 | (12:00~13:00) | 8:45~18:00 | | | |
| 奈井江支店 | 〒079-0313 空知郡奈井江町字奈井江町128番地 | (0125)65-2311 | (11:30~12:30) | 8:45~18:00 | | | |
| 上砂川支店 | 〒073-0200 空知郡上砂川町字上砂川町40番地10 | (0125)62-2211 | (11:30~12:30) | 8:45~18:00 | | | |
| 新十津川支店 | 〒073-1103 樺戸郡新十津川町字中央18番地14 | (0125)76-2111 | (12:00~13:00) | 8:45~18:00 | | | |
| 浦臼支店 | 〒061-0600 樺戸郡浦臼町字浦臼内172番地223 | (0125)68-2011 | (12:30~13:30) | 8:45~18:00 | | | |
| 岩見沢支店 | 〒068-0025 岩見沢市5条西5丁目1番地 | (0126)23-2211 | (12:30~13:30) | 8:45~18:00 | | | |
| 野幌支店 | 〒069-0813 江別市野幌町79番地3 | (011)385-4111 | (11:30~12:30) | 8:45~18:00 | | | |
| 札幌支店 | 〒060-0052 札幌市中央区南2条東2丁目9番地1 | (011)271-4211 | | 8:45~18:00 | | | |
| ふじの支店 | 〒061-2282 札幌市南区藤野2条8丁目20番3号 | (011)591-5111 | (11:30~12:30) | 8:45~18:00 | | | |
| 厚別西支店 | 〒004-0063 札幌市厚別区厚別西3条1丁目5番19号 | (011)892-3111 | (12:30~13:30) | 8:45~18:00 | | | |
| 篠路支店 | 〒002-8022 札幌市北区篠路2条4丁目6番11号 | (011)771-1411 | (11:30~12:30) | 8:45~18:00 | | | |
| 白石支店 | 〒003-0027 札幌市白石区本通4丁目北1番1号 | (011)863-3711 | (11:30~12:30) | 8:45~18:00 | | | |
| 新琴似支店 | 〒001-0907 札幌市北区新琴似7条13丁目4番20号 | (011)764-7711 | (12:30~13:30) | 8:45~18:00 | | | |
| 手稲前田支店 | 〒006-0815 札幌市手稲区前田5条11丁目5番1号 | (011)685-1111 | (11:30~12:30) | 8:45~18:00 | | | |
| 栄 町 支 店 | 〒007-0843 札幌市東区北43条東15丁目3番30号 | (011)753-8811 | (12:30~13:30) | 8:45~18:00 | | | |
| 千歳支店 | 〒066-0062 千歳市千代田町3丁目8番地 | (0123)26-3111 | (12:00~13:00) | 8:45~18:00 | | | |
| 石 狩 支 店 | 〒061-3282 石狩市花畔2条1丁目3番地1 | (0133)64-3911 | (12:30~13:30) | 8:45~18:00 | | | |

[※]窓口閉鎖時間中は、開いている最寄りの店舗または、ATMをご利用くださいますようお願いいたします。

◆店外ATMコーナー (令和4年11月1日現在)

| ric A | TC 77 14h | | ATM取扱時間 |
|-------------|---------------|------------|--------------------|
| 店名 | 所 在 地 | 平日 | 土曜日 日曜日·祝日·振替休日 |
| 滝 川 市 役 所 | 滝川市役所庁舎1階 | 9:00~17:00 | |
| 滝 川 市 立 病 院 | 滝川市立病院1階外来ホール | 9:00~17:00 | |
| 新十津川町役場 | 新十津川町役場庁舎1階 | 9:00~17:00 | |

